

平成 25 年度第 1 回富良野市公設地方卸売市場審議会

日 時 平成 26 年 3 月 25 日 (火)
午前 10 時 00 分～
場 所 富良野市役所第 3 会議室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 会長挨拶

4. 報告事項

報告第 1 号 市場取扱状況（平成 25 年度）について

報告第 2 号 市場立入検査の受検について

5. 議 事

議案第 1 号 富良野市公設地方卸売市場の施設面積の変更について

議案第 2 号 富良野市公設地方卸売市場条例施行規則の一部改正について

6. その他

7. 閉 会

富良野市公設地方卸売市場審議会委員名簿

任期：平成 25 年 3 月 1 日～平成 27 年 2 月 28 日

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属
西 川 惠 一	会長 団体推薦 (富良野商工会議所副会頭)
高 田 英 樹	団体推薦 (山部商工会理事)
多 田 豊 隆	学識経験者 (富良野地方食品衛生協会副会長)
今 村 敬	生産者推薦 (ふらの農業協同組合副組合長理事)
小 早 川 恵 二	生産者推薦 (ふらの農業協同組合副組合長理事)
藤 林 秀 夫	市場関係者 (市場買受人組合 組合長)
横 山 茂	市場関係者 (市場買受人組合 副組合長)
中 西 章 氏	副会長 市場関係者 (富良野地方卸売市場株式会社)
高 井 敏 子	消費者代表 (富良野消費者協会会長)
松 井 敬 二	消費者代表 (一般社団法人ふらの観光協会会長)

報告第 1 号

市場取扱状況（平成 25 年度）について

富良野市公設地方卸売市場の取扱高実績について、別添資料のとおり報告する。

資料 1 平成 25 年度取扱高実績

資料 2 年度別取扱高実績

報告第 2 号

市場立入検査の受検について

平成 26 年 2 月 16 日、17 日の両日、上川総合振興局の定期立入検査を受検した（前回検査は平成 22 年、4 年ぶりの検査）。

富良野市は開設者として、条例施行規則（業務規程）、買受人の承認状況、施設内容等について説明を行ったほか（取引状況については、富良野地方卸売市場株式会社から説明）、せり等の取引の視察を受けた。

2 月 17 日の講評では、開設者へ市場敷地面積の変更手続を行うことや、買受人名簿を整理することなどの指摘はあったものの、重大な指摘事項はなく、検査を完了したことを報告する。

議案第 1 号

富良野市公設地方卸売市場の施設面積の変更について

1. 経過

富良野地方卸売市場株式会社が所有する土地（弥生町 4491-14）に、市道道路施設が占有していることがわかったことから、同社と市で対応を協議し、道路施設が占有している富良野地方卸売市場株式会社が所有する土地と、富良野市が所有する市場の土地を、同面積分、交換することとなった。

（合意した内容）

富良野地方卸売市場所有地から、**106.26** 平方メートルを分筆し、道路敷地とする

市所有の市場敷地から、**106.27** 平方メートルを分筆し、富良野地方卸売市場所有地とする

上記の土地の交換については、平成 25 年 11 月 18 日付けで契約を締結、現在、登記も完了している。

2. 市場施設面積の変更

これまで、富良野市公設地方卸売市場条例で規定する市場施設の面積は、下記のとおり、**9,518.88** 平方メートルと規定されていた。

富良野市公設地方卸売市場条例（抄）

（名称、位置及び面積）

第 2 条 市場の名称位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置	面積
富良野市公設地方卸売市場	富良野市弥生町 4 番 2 号	9, 518. 88㎡

条例で規定した面積は、図面から求積したものとされているが、前項の土地交換前の市場敷地（弥生町 4489 番 2）は、登記上、**9,437.09** 平方メートルとなっており、公簿地積と異なっていた。

今回、土地交換により市場敷地が減少することから、面積変更が必要となるが、今回を機に、条例で定める面積を、公簿地積とあわせ、**9,330.81** 平方メートルとしたい。

交換前の面積	減少する面積	交換後の面積
9, 437. 09㎡	106. 27㎡	9, 330. 81㎡

注) 小数点第 3 位以下の処理により差し引きは合わない

議案第 2 号

富良野市公設地方卸売市場条例施行規則の一部改正について

平成 24 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布されたことにより、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が改正されることに伴う、市場使用料の改正と、文言整理を行うため、標記規則の一部改正を行う。

※改正条文のうち、使用料を規定する部分のみ抜粋

改正後	改正前
<p>(使用料等)</p> <p>第 6 条 条例第 6 条に規定する市場施設の使用料は、売上高割として<u>取扱金額に 1,000 分の 2 を乗じて得た額及び面積割として月額 600,000 円の合算額に消費税及び地方消費税を合算した額</u>（以下「消費税」という。）を加えた金額とする。</p> <p><u>2 前項の規定に基づき算出して得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>3 第 1 項の使用料は、その月分を翌月 10 日までに納入しなければならない。</u></p> <p><u>4 市場施設において使用する、電気、電話、ガス、上下水道、ごみ処理及び暖房に要する費用は、使用者の負担とする。</u></p> <p><u>5 市場施設の修繕に要する費用の負担については、別に市長が定めるものとする。</u></p>	<p>(使用料等)</p> <p>第 6 条 条例第 6 条に規定する市場施設の使用料は、売上高割として<u>取扱金額の 1,000 分の 2.1 及び面積割として月額 630,000 円の合算額に相当する金額</u>とする。</p> <p><u>2 前項の使用料は、その月分を翌月 10 日までに納入しなければならない。</u></p> <p><u>3 市場施設において使用する、電気、電話、ガス、上下水道、ごみ処理及び暖房に要する費用は、使用者の負担とする。</u></p> <p><u>4 市場施設の修繕に要する費用の負担については、別に市長が定めるものとする。</u></p>

その他の改正箇所については、別紙

資料 3 新旧対照表のとおり